

京都市告示第 214 号

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則第2条第4項ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市黒田診療所を臨時に休所します。

平成20年 8月 1日

京都市長 門川 大作

臨時休所する診療所及び日

診療所名	臨時休所とする日
京都市黒田診療所	平成20年 8月15日(金)

(京都市立京北病院)